

マイナビ グループワークツール 通常版 利用規約

第1条：適用の範囲

グループワークツール 通常版 利用規約（以下「本利用規約」といいます）は、株式会社マイナビ（以下「当社」といいます）の提供する商品のレンタルサービスを利用される方（以下「利用者」といいます）に適用します。

第2条：申し込み

レンタルサービスを受けようとするときは、本利用規約を承諾のうえ、インターネットにて当社へ申し込みいただきます。

第3条：期間

レンタル期間は1年間となります。レンタル期間はお客様のお手元に届いてから、ご返却いただくまでの期間となります。

第4条：料金

レンタル料金は400,000円となります。表示価格は税別、また送料・返送料込みの料金となります。

第5条：商品のお届け日

当社によるお届け可能日の範囲内で、ご指定いただいた日にお届けいたします。なお、ご希望日にお届けできない場合は、当社よりご連絡いたします。

第6条：納品方法

商品の納品については、当社の業務委託先が行い、提携先の宅配運送業者よりお届けいたします。

第7条：支払い方法

当社より請求書を発行し、当社規定の支払いサイトによりお支払いいただきます。

第8条：商品の返却日

利用者のレンタル期間終了日とします。

第9条：返却方法

- (1) 利用者が予め指定する返却日に、利用者より発送いただきます。
- (2) 商品返却時に欠品があった場合、その欠品の返却料金については利用者の負担となります。

第10条：延滞料金

返却日に商品を発送いただけない場合、延滞料金として1日あたり10,000円をいただきます。起算点は返却日の翌日となります。

<例>10/1が返却日の場合、10/2発送分より延滞料金が発生。

第11条：申し込みの取消し

- (1) 利用者が第2条の申し込みの取消しを希望する場合、直ちに当社に対しその旨を連絡するものとします。
- (2) 申し込み後の取消し手数料は次のとおりとします。
 - ①商品発送前の取消しは手数料不要です。
 - ②商品発送後の取消しの場合、所定の配送料と商品返送に要する費用を利用者にご負担いただきます。
 - ③商品使用後の取消しはできません。

第12条：禁止事項

利用者は商品および当社に対する権利を第三者に譲渡、質入れ、転貸することはできません。また、商品に関する権利を侵害する行為をしてはなりません。

第13条：不担保特約

当社は、利用者が商品を本来の目的に利用することができなかったことにより被った損害について、その原因の如何を問わず、利用者に対して一切責任を負わないものとし、利用者はこれを予め承諾するものとします。

第14条：利用者の責に帰さない事由によるレンタル契約の解約

- (1) 利用者が、天変地異その他利用者の責めに帰さない事由によって商品を本来の目的に利用することができなくなった場合、レンタル契約は解約されます。
- (2) この場合、利用者は商品を速やかに当社に返却し、当社は受領済みのレンタル料金と解約までの期間に応じたレンタル料金との差額を精算し、当該差額が生じる場合には利用者に返金いたします。
- (3) 本条の解約によって利用者が被った損害について、当社は一切責任を負わないものとし、利用者はこれを予め承諾するものとします。

第15条：利用者の責に帰すべき事由によるレンタル契約の解約

- (1) 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、通知または催告を要せずに直ちにレンタル契約を解約することができるものとします。
 - ①虚偽の申し込みをしていたことが判明した場合
 - ②利用者の信用状態が著しく悪化したとき
 - ③本利用規約に違反したとき
 - ④商品の使用方法・態様が公序良俗に反していると判断されるとき
 - ⑤前各号に定める他、レンタル契約の継続が不適切と判断されるとき
- (2) 前項の解約があった場合、利用者は直ちに商品を返却する他、解約によって当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

第16条：商品の滅失・毀損の場合の責任

利用者は商品を滅失・毀損したときは、速やかに当社に連絡するとともに、実費にて弁償するものとします。

第17条：反社会的勢力の排除

- (1) 利用者は、次の者に該当しないこと、および今後もこれに該当しないことを保証し、利用者がこれに該当したとき、または該当していたことが判明したときは、当社は別段の催告を要せず、直ちに本レンタルサービスの利用を停止させることができるものとします。

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます）であること、または反社会的勢力であったこと。
- (2) 利用者が次の各号の一に該当したときは、当社は別段の催告を要せず、直ちに本レンタルサービスの利用を停止させることができるものとします。
 - ①当社に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または当社の名誉・信用を毀損する行為を行うこと
 - ②偽計または威力を用いて当社の業務を妨害すること
 - ③当社に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること
 - ④反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること

第18条：合意管轄裁判所

本レンタルサービスに関して紛争が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則：

この規約は、平成29年7月1日から実施します。